

新型コロナウイルス感染症の影響を受けてから1年以上経過した場合の 売上高等の比較について

セーフティネット保証4号及び危機関連保証の認定における売上高等の比較については、災害・事象等が発生した直前同期と比較することになっています。よって、新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以降の月の売上高等は比較対象に入らず、原則として前々年度の同期と比較することになります。

ただし、同感染症の影響を受けた時期は事業者によって異なることから、前年同期よりも後に同感染症の影響を受けた場合は、前年同期と比較することとします。

この取り扱いは、セーフティネット保証4号、危機関連保証だけでなく、セーフティネット保証5号においても同様です。ただし、最近3か月間（実績）の売上高等と比較する場合は、同感染症の影響を受けた時期によらず前年同期と比較することとします。

なお、最近1か月の後2か月を含む3か月の前年同期のいずれかの月が同感染症の影響を受けた後の期間に含まれる場合は、当該月に代えて同感染症の影響を受ける直前同期の月を比較対象とします。

例1) 「最近1か月」が令和3年2月、感染症の影響を受けたのが令和2年4月の場合

最近3か月の売上高等

→令和2年12月、令和3年1月、2月と令和元年12月、令和2年1月、2月を比較

もしくは

最近1か月の売上高等

→令和3年2月と令和2年2月を比較

最近1か月の後2か月を含む3か月の売上高等

→令和3年2月、3月、4月と令和2年2月、3月、平成31年4月を比較

例2) 「最近1か月」が令和3年4月、感染症の影響を受けたのが令和2年4月の場合

最近3か月の売上高等

→令和3年2月、3月、4月と令和2年2月、3月、4月を比較

もしくは

最近1か月の売上高等

→令和3年4月と平成31年4月を比較

最近1か月の後2か月を含む3か月の売上高等

→令和3年4月、5月、6月と平成31年4月、令和元年5月、6月を比較